

下水道機械・電気設備工事に係る最低制限価格等の算定について

下水道機械・電気設備工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準について、次のとおり取り扱うこととします。

1. 算定基準

工事の種別	最低制限価格及び調査基準価格の算出時の区分	積算体型上の区分	
		(機械費)	(据付工事費)
下水道機械設備工事			
	直接工事費	機械費×0.6	直接工事費
	共通仮設費	機械費×0.1	共通仮設費
	現場管理費	機械費×0.2	現場管理費
			据付間接費
設計技術費			
一般管理費	機械費×0.1	一般管理費	
下水道電気設備工事		(機械費)	(据付工事費)
	直接工事費	機械費×0.6	直接工事費
	共通仮設費	機械費×0.1	共通仮設費
	現場管理費	機械費×0.2	現場管理費
			据付間接費
設計技術費			
一般管理費	機械費×0.1	一般管理費	

調査基準価格又は最低制限価格 = 【算定式1】 + 【算定式2】 + (機器費の10%) × 70%

算定式1 = (機器費の60% + 直接工事費) × 97% + (機器費の10% + 共通仮設費) × 90%

算定式2 = (機器費の20% + 現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) × 90%

2. 適用

令和5年2月1日から